

## 第 25 章 その他



資料番号 25-1

〔県健康福祉部 福祉政策課〕

## 福祉施設一覧

（令和4年12月31日現在）

施設区分	施設種別 ※1	設置数	定員数	備考
児童関係施設	助産施設	10	219	
	乳児院	1	30	
	母子生活支援施設	7	116	
	児童養護施設	4	174	
	児童心理治療施設	—	—	
	児童自立支援施設	1	26	
	児童自立生活援助事業所	2	12	
	小規模住居型児童養育事業所	3	17	
	婦人保護施設	1	16	
	婦人相談所一時保護施設	1	20	
	児童相談所一時保護施設	1	23	
	保育所・認定こども園等 ※2	315	25,109	令和4年4月1日現在
	放課後児童クラブ	307	12,745	令和4年5月1日現在
	児童厚生施設	78	—	令和4年4月1日現在
	地域子育て支援拠点	55	—	令和4年12月1日現在
	子育て短期支援事業を行う施設	10	—	令和4年12月1日現在
	一時預かり事業所	217	590	
	病児保育事業所	62	95	
産後ケア事業を行う施設	1	2		
障害関係施設	障害者支援施設	45	2,990	
	福祉型障害児入所施設	4	65	
	医療型障害児入所施設	2	260	
	共同生活援助	95	1,512	
	短期入所	108	—	
	療養介護	3	330	
高齢者関係施設	老人短期入所施設	294	7,277	
	養護老人ホーム	16	1,060	
	特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）	160	8,453	
	軽費老人ホーム	44	1,152	
	認知症高齢者グループホーム	207	2,828	
	生活支援ハウス	19	251	令和4年6月30日現在
	介護老人保健施設	55	5,015	
	介護医療院	6	390	
	小規模多機能型居宅介護事業所	64	1,677	
	看護小規模多機能型居宅介護看護事業所	9	257	
	有料老人ホーム	109	2,812	
	サービス付高齢者向け住宅	76	1,886	
その他施設	救護施設	2	205	
	更生施設	—	—	
	宿所提供施設	—	—	
計		2,423	82,392	

※1 施設種別は、令和3年4月15日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」による。

※2 保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに児童福祉法34条の15第1項又は第2項に基づく小規模保育事業所、家庭的保育事業所及び事業所内保育事業所。

## 耕作面積及び主要農作物収穫量の現状

## 【耕作面積（令和3年）】

（単位：ha）

区分	田	普通畑	樹園地	牧草地	計
面積	128,400	11,800	2,170	3,910	146,400

## 【主要農作物の収穫量（令和2年）】

（単位：トン）

品目	収穫量	品目	収穫量	品目	収穫量
米	501,200	きゅうり	8,450	だいこん	17,100
大豆	8,820	はくさい	6,700	りんご	15,700
ばれいしょ※	(H28) 9,840	キャベツ	8,130	たばこ	320

※ ばれいしょについては、平成29年以降、主産県（全国の作付面積の概ね80%を占めるまでの上位都道府県等）を調査対象としており、秋田県は対象外であるため、平成28年が最新の数値である。

## 防災重点農業用ため池箇所数

（令和4年12月現在）

地域	市町村名	ため池 総数 (箇所)	防災重点農業用ため池 (箇所)	備考
鹿角	鹿角市	35	11	
	小坂町			
北秋田	大館市	129	52	
	北秋田市	135	71	
	上小阿仁村			
山本	能代市	100	25	
	藤里町	16	7	
	三種町	240	55	
	八峰町	17	2	
秋田	秋田市	343	150	
	男鹿市	141	64	
	潟上市	60	25	
	五城目町	51	36	
	八郎潟町	7	4	
	井川町	64	18	
	大潟村			
由利	由利本荘市	546	198	
	にかほ市	74	44	
仙北	大仙市	360	109	
	仙北市	34	9	
	美郷町	47	25	
平鹿	横手市	161	111	
雄勝	湯沢市	33	14	
	羽後町	78	19	
	東成瀬村	1		
計		2,672	1,049	

## 防災重点農業用ため池の選定基準

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1000m<sup>3</sup>以上のものウ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5000m<sup>3</sup>以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

